平成２２年（フ）第８８２号
仙台市太白区東中田５丁目７番２号
債務者　佐々木孝治
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
宮城県大崎市古川二ノ構４番21号　コーポラス敬秀101号
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市赤岩牧沢１番地36
債務者　菅野　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２０４号
金沢市高畠１丁目449番地　リブハイエスト千田101号、従前の住所金沢市若宮１丁目３番地
債務者　坂口　竝枝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
神戸市垂水区高丸５丁目６番２―608号、申立時の住所神戸市垂水区馬場通２番22―405号
債務者　戸倉　良貴
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７９号
神戸市須磨区高倉台８丁目31番13号
債務者　是川　泰男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７０号
神戸市東灘区西岡本３丁目14番11号コーポ西岡本201号、従前の住所神戸市東灘区御影中町２丁目８番９号
債務者　津田　香織
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
鳥取県倉吉市大塚247番地
債務者　近藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３０号
鳥取県東伯郡北栄町東園492番地９
債務者　茸野　翔馬
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢513番地
債務者　新藤　英二
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５４号
鳥取県倉吉市八屋262番地１　上野荘６号
債務者　入江　正一
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５５号
鳥取県倉吉市関金町関金宿1091番地　市営大坪団地23号
債務者　藤井　　功
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５８号
鳥取県倉吉市上余戸486番地１　市営住宅112号
債務者　河田　春枝
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８３１号
広島市佐伯区杉並台30番地６
債務者　武田　美香
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４１号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目25番４号
債務者　菅　くらゝ
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８６号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目３番４号
債務者　藤田　義幸
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８７号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目３番４号
債務者　藤田多穂子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部